

平成29年度
事業計画



社会福祉法人 富士市社会福祉協議会

事業計画

＜基本方針＞

平成29年度の本会は、28年度から施行された社会福祉法改正を受け、制度発足以来の改革を進めてまいった結果、理事・評議員等新たな組織運営体制で業務を執行してまいります。具体的には、法改正による法人改革のポイントである経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を精力的に進めてまいります。

また、昨年度から施行された「第4次地域福祉活動計画」は、2年目を迎え多くの事業が企画・調査・検討段階から、事業実施段階に入っております。それぞれの事業の年次目標を確認しながら計画的な事業執行に努めてまいります。

さて、人口減少時代に突入し、合計特殊出生率の向上は、富士市にとっても極めて重要な課題であり、この対策としては、まずは結婚の促進が重要であります。こうした中、本会が従前から進めてきた結婚相談事業ハッピネスF u j i は存在意義を再確認され、市からの新たな業務委託事業として相談日時や場所、相談体制などにおいて機能の大幅な拡充が行われ、グレードアップしてまいります。

また、平成27年度の改正介護保険法を受け、2025年問題に対応すべく、地域住民の生活を支える互助活動の推進や介護予防に取り組み健康寿命を延伸する活動などが求められています。こうした課題に対して、市は、本年度から生活支援体制整備事業を開始いたしますが、本会で富士市域を対象とした生活支援コーディネーター業務を受託し、新たな事業として取り組んでまいります。

次に、成年後見支援センターは、市民後見人の育成を目指し、これまで養成研修を重ねてまいりましたが、本年度は、いよいよ最終ステップとなり、早い時期での市民後見人誕生を目指してまいります。

また、「くらし・しごと相談窓口」は、3年目を迎え、生活に困窮した市民の皆様の様々な相談を受け付けてまいりましたが、本年度は、新たに市のユニバーサル就労支援事業の窓口がフィランセ内に設置されることから、積極的に連携を行い、さらなる機能強化を図ってまいります。

また、障害サービス事業所の多くは老朽化が進み、長期的視点に立った施設保全が課題となっております。運営面では、利用者のニーズが多様化しており、利用者一人ひとりを大切にしたい質の高いサービス提供も求められています。本年度は、今後の施設整備計画と運営について調査研究を進めてまいります。

＜本年度の重点目標＞

1. 結婚相談（ハッピネスF u j i）事業の充実・強化
2. 生活支援体制整備事業の推進
3. 市民後見人誕生に向けた成年後見支援事業の推進
4. 生活困窮者自立支援事業とユニバーサル就労支援事業の有機的な連携
5. 行政との関係強化と社協創立50周年記念事業の推進

【結婚相談（ハッピネスF u j i）事業の充実・強化】

未婚化や晩婚化、晩産化の進行に伴う合計特殊出生率の低下は、富士市における少子化

を加速させています。結婚や出産は、個人の自由な選択が最優先されるものですが、結婚を望んでも出会いの場が無く、結婚に至らない市民が数多く存在しています。

そうした中、本会は、昭和49年から結婚相談事業に取り組み、市民の皆様から信頼される相談所として実績を積み上げてまいりました。

本年度、市は少子化対策として富士市結婚相談・縁結び支援事業「ハッピネスF u j i」を立ち上げ、本会はその事業の核心部分である相談業務を受託いたします。

こうしたことから、ハッピネスF u j iは、通常相談においては、相談開所日を増加し相談員を充実させ、出張相談も開催いたします。さらに、パソコン・スマートフォンからも情報を得られるようになり、これまでのノウハウにプラスして大きく機能拡充が図られます。

【生活支援体制整備事業の推進】

独居老人や高齢者のみの家族が増加する中、高齢者等の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、社会福祉法人、民間企業など、多様なサービス実施主体による重層的な「生活支援・介護予防サービス」が提供できる体制整備とネットワーク化が求められています。本会は、様々な地域包括ケア関係機関のコーディネーターとしての機能を担い、本年度から新たに本事業を市から受託し、取り組んでまいります。

【市民後見人誕生に向けた成年後見支援事業の推進】

平成26年1月から始まった市民後見人養成研修は、数多くの日常生活自立支援事業支援員を生み出し、研鑽を重ねてまいりました。27年度には法人後見を受託し、機熟した本年度は、関係機関との調整に注力し、市民後見人の誕生に向けて綿密な準備を行ってまいります。

【生活困窮者自立支援事業とユニバーサル就労支援事業の有機的な連携】

「くらし・しごと相談窓口」として実施してきました生活困窮者自立支援事業ですが、市民の皆様の安定した暮らしと就労への支援窓口として、順調に推移しております。

本年度、市は就労意欲がありながらも様々な理由で働きたくても働けない人のために、ユニバーサル就労支援事業の窓口をフィランセ内に開設いたします。この事業により、求職者の支援や協力企業の開拓などにおいては、「くらし・しごと相談窓口」と有機的な連携となるよう機能強化を図ってまいります。

【行政との関係強化と社協創立50周年記念事業の推進】

従前から実施している市福祉部・保健部との懇談会に加え、平成28年度から市長・市議会議員・文教民生委員長との懇談会を開催しましたが、本年度も継続し、関係強化を図ってまいります。また、事業費補助についても本会の事業を市行政等にご理解を仰ぎながら安定的な財源の確保に努めてまいります。また、平成32年に本会創立50周年を迎えるに当たり、記念事業の検討を進めてまいります。

以上のように、重点目標に掲げた事項を中心に着実に事業執行を推進し、市民の皆様「社協があつてよかった」と言ってもらえるよう、また、「頼りになる社協」であるために、職員一丸となって誠心誠意努力いたしてまいります。

<執行事業>

(★は新規事業)

1. 広報・啓発活動の推進

(1) 広報紙「お元気ですか」の発行

年4回全世帯配布。会員である市民に対し、読みやすくわかりやすい福祉情報を発信し、本会に対する理解を深めていただく。また紙面の刷新や記事の連載化等を図り、読者層の拡大を目指す。

(2) 社協モニター制度による啓発

本会への理解を深め提言をいただくため、一般公募のモニター制度を実施する。本年度は第10期の1年目。

(3) Radio-f 「はあとふるトーク」による発信

月1回(最終水曜日)に本会PRのため、職員やボランティアが公開生放送「はあとふるトーク」に出演。また、市民にわかりやすく、役に立つ情報を盛り込みながら福祉の啓発に努める。災害時の連携を視野に入れた防災パートナーとしてのスポットCMも実施。本放送の他にも随時、日常的活動の中で広報媒体として効果的にRadio-fを活用していく。

(4) 社協ウェブサイトの充実

最新の福祉情報を掲載していくとともにブログ及び「キッズのページ」をさらに充実し、スマートフォンでも閲覧しやすいサイトを目指しながら、市民にわかりやすい福祉情報を発信していく。

(5) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者の表彰及び記念講演をロゼシアターで開催する。
本年度第45回大会は、11月9日開催予定。

(6) 市民福祉まつりの開催(実行委員会主催)

あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すために実施。本年度(第37回)も中央公園西側イベント広場にて10月15日に開催する。まつり検討委員会の提案書を参考に、より充実した内容にしていく。



(7) 市民活動団体“はじめての一步”助成金

市民活動を始めようとする団体に対し、その設立等に係る経費の支援を行うことにより、福祉・文化・教育等の向上を図ることを目的に助成金を交付する。

(8) 福祉図書コーナーの運営

フィランセ東館3階に福祉図書コーナーを設置し、福祉関係図書やビデオ・DVDソフトなどのメディアを広く市民に活用していただく。

＜蔵書数＞ 図 書	1, 5 2 6 冊
ビデオ	2 3 1 本
DVD	5 8 本
CD	6 7 本
カセット	1 1 6 本

2. 地域福祉活動の推進

(1) 地区福祉推進会の強化充実

「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目的に住民主体で組織されている26地区の地区福祉推進会の強化充実を図る。特に第4次地域福祉活動計画で掲げられた各地区の取組実現に向けての活動支援を行うと共に、生活支援による助け合いを推進するための仕組みづくりに取り組む。

(2) 地区福祉推進会連絡会への支援

各地区の地区福祉推進会の情報交換や、地域包括ケア体制の構築に向けて、現在のブロック体制を地域包括支援センターの活動圏域に合わせていくことを検討していく。生活支援事業の充実に向けて、さまざまな関係機関や団体とも連携を図り、各地区の特性に応じた小地域福祉活動を目指す。

(3) ふれあい・いきいきサロンの運営助成

孤独感の解消や介護予防、健康維持などを目的としたおしゃべりの場となるサロンの設置を支援するとともに、未だ少ない地域ではサロンボランティア研修を行い、推進役となる人材育成を図っていく。また、市内を8ブロックに分けた「サロン交流会」を開催し、地区福祉推進会をはじめとする関係団体等との連携を図る。



【平成29年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

- ①サロン数の拡大 185ヶ所
- ②モデル地区への支援 2ヶ所

(4) さわやかコール運動

見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者（おおむね65歳以上）に定期的に乳酸菌飲料を届けながら声かけを行い、孤独感を和らげると共に安否確認を行う。（業者委託、配達時1本・週3回まで）

また地域包括支援センターや施設職員などの関係機関とも連携し、利用者の緊急時の対応や個別支援についても検討していく。

【平成29年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

- ①利用者数の増加 485名
- ②関係機関との連携強化

(5) 地域福祉活動計画の進捗評価

第4次地域福祉活動計画における各事業の進捗状況を確認し、計画どおりに実行されているかについての評価検証を行う。

(6) 地域福祉活動団体援助

地域福祉活動を進めるための助成金等を交付する。

民生委員児童委員協議会
町内会連合会
女性ネットワーク・富士
人権擁護委員協議会

★3. 生活支援体制整備事業（市受託事業）

改正介護保険法により平成29年度から新たな地域支援事業が始まるため、富士市より、生活支援体制整備事業（第1層生活支援コーディネーター業務）を受託する。地域の社会資源の把握、開発・支援及び関係事業所のネットワーク化を通じて地域で支え合う体制を創出していく。

4. 自主財源の確保

(1) 会費の募集

6月の会員募集月間を中心に会費増を図る。特に、地域住民や企業の理解を得ながら、新規特別会員の開拓に役職員一丸となり取り組んでいく。併せて、施設団体会費増を目指し、介護保険事業者連絡協議会への働きかけを継続すると共に企業団体等多方面に協力依頼をしていく。

普通会費 1戸300円全世帯加入
町内（区長）会長に協力依頼
特別会費 1件1,000円～
民生委員児童委員に協力依頼
団体施設会費 1団体1施設1,000円～
市内の団体・施設に加入依頼

(2) 寄附金

市民の皆様から寄せられた寄附金は、寄附者の意志を活かした各種地域福祉サービスや市民サービスなどを推進する財源として活用していく。

(3) 赤い羽根募金

毎年10月1日から全国一斉に展開される募金運動を町内会や民生委員児童委員等の協力を得て推進し、地域福祉活動及び民間社会福祉事業の充実など、明るく住みよい「福祉のまちづくり」を目的として実施する。

戸別募金、篤志・法人募金、
街頭募金、職域募金、学校募金

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

- ①募金のしくみや用途をわかりやすく周知する
- ②職域募金・学校募金の推進
- ③各種団体等の募金への協力依頼
- ④募金箱設置協力店舗の拡大



(4) 歳末たすけあい運動

共同募金の一環として行われるもので、低所得世帯、児童福祉関係施設に対して明るい新年を迎えられるようにするための募金活動を行う。

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

- ①歳末たすけあい運動の周知・広報の強化

5. 各種援護事業

(1) 緊急一時援護

低所得世帯等で緊急に援助を要する場合でなおかつ、返済が見込まれない世帯に50,000円を限度に支給する。

(2) 罹災世帯援護

火災に遭われた世帯に対し見舞金を支給する。

全焼 30,000円

半焼 20,000円

(3) 車いす短期貸出事業

車いすを短期間必要とする方に社会参加の促進及び福祉向上を目的に、無料で貸出を行う。

(4) 小口資金貸付事業

低所得世帯を対象に、一時的に必要な生活資金を貸し付け、世帯の自立支援を図る。

50,000円を上限 無利子

(5) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に、自立支援を図ることを目的に各種資金の貸付を行う。

(6) 高額療養費等資金貸付事業（市受託事業）

国民健康保険加入者で、限度額適用認定証の交付が受けられない方を対象に高額療養費分の貸付を行う。出産育児一時金の貸付のほか、重度医療費・精神障害者医療費・母子医療費については、相談の上、貸付を行う。

(7) 児童援護

①入学支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校入学時に入学準備品を購入するために必要な費用の一部を助成する。

小学校	8,000円
中学校	15,000円

②修学旅行支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校で開催する修学旅行に参加するために必要な費用の一部を助成する。

小学校	8,000円
中学校	10,000円

③児童遊び場の設置助成

遊び場の設置、補修、増設、撤去等にかかる補助対象経費の4分の1を助成する。

④交通遺児援護事業

交通遺児世帯に対して、交通遺児指定寄附金を財源に下記事業を行う。

※交通遺児等援護基金設置

・入学祝金	小学校	10,000円
	中学校	20,000円
	高校	50,000円
・見舞金		20,000円
・奨学金	高等学校等入学生徒及び在校生に対し、月額	
	13,000円の奨学金を給付する。	

⑤児童関係団体等への支援

単親家庭の会
子ども会世話人連絡協議会
里親会
児童福祉施設球技大会

(8) 高齢者援護

①敬老会への助成

敬老会開催における対象高齢者一人につき200円の助成を行う。

②家族介護者交流事業（市受託事業）

在宅でねたきり高齢者や認知症高齢者の介護をしている方を対象に、一時的に介護から解放し、心身のリフレッシュを図る。また、介護者同士で話し合いができる交流の場を提供する。

③高齢者関係団体への支援

在宅介護者家族の会
認知症の人と家族の会
悠容クラブ連合会

(9) 障害者援護

①福祉機器リサイクル事業（市受託事業）

不要になった福祉機器やベビー用品などのリサイクル用品を必要としている方に、再利用してもらうための橋渡しを行う。

②障害者活動団体への支援

NPO法人手をつなぐ育成会
身体障害者福祉会
視覚障害者福祉会
聴覚障害者協会

③三福祉団体スポーツレクリエーション支援（実行委員会主催）

手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会、単親家庭の会、他複数の団体の交流と親睦を図ることを目的にスポーツレクリエーションを開催していく。

6. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

・自立相談支援事業（くらし・しごと相談）

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口で、相談者の抱えている問題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を相談者本人と共に作成して、相談者の生活の立て直しに向けた支援を行う。併せて関係機関や事業所と連携をとり、相談者に対する支援状況の確認と就労支援および就労先となる事業所の開拓を行い、より相談者の思いや生活の状況に沿った支援を展開する。

★ユニバーサル就労支援事業

事業所の開拓や就労支援に関しては、ユニバーサル就労支援事業の受託事業者と情報を共有しながら有機的に連携を図る。

7. ボランティア活動の推進

（1）ボランティア活動育成

①ボランティア講座

これからボランティア活動を始めようと考えている方、また、既に活動している方を対象に、地域の生活課題等に密着した新たなニーズに対応した講座を開催する。

②託児ボランティア養成講座

子育て世代の社会参加を支援するために、保護者が講習等に参加している間子どもを安心して預けることができる託児ボランティアの養成を目的に講座を開催する。

③音訳ボランティア養成講座（市受託事業）

視覚障がい者の情報獲得手段の拡充を図り、自立と社会参加の支援を目指すため、文字情報を音訳して情報提供する音訳ボランティアを養成する講座を開催する。

④傾聴ボランティア養成講座

対象者の話を聴くための手法や大切さを学び、ボランティア活動や身近な場所で「傾聴」という技術を生かし、より豊かな生活および活動につなげることを目的に講座を開催する。

⑤家具固定ボランティア講座

団塊の世代を含め、企業、勤労者及び退職者を対象に、特に、男性ボランティアが活動できる環境を創出するため、家具固定の方法を学び、ひとり暮らし高齢者等の支援を行う家具固定ボランティアを養成する講座を開催する。

・ひとり暮らし高齢者等への家具固定支援

家具固定ボランティア講座を受講した修了者で組織する「家具やしめ隊」を支援するとともに、自分では家具の固定ができないひとり暮らし高齢者等への防災対策を進める。また、研修会を実施し、家具やしめ隊メンバーの技術の向上を支援する。

⑥災害時におけるボランティアの育成支援

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えることを目的に「災害ボランティア連絡会」を中心に、情報交換や「災害ボランティア支援本部開設訓練」等を他市町社協や県外の支援団体等との広域連携を踏まえた中で開催し、災害に備えて担い手の育成を図るとともに災害に対する意識啓発を行う。

⑦企業の社会貢献活動への支援

社会貢献活動に関心のある企業や、活動検討中の企業に対して、取り組みそのような活動メニューについて、ともに協議し、企業の社会貢献を支援する。

【平成29年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①支援企業 1社

⑧声の広報事業（市受託事業）

音訳ボランティアの協力により、本会広報紙や市の広報等をCD等に吹き込み、情報の取得が困難な視覚障がい者に郵送し、社会参加していく上での情報提供を行う。

⑨おもちゃ図書館の運営

フィランセ東館4階に設置し、おもちゃを通して障がい児と健常児とのふれあいを図る場、保護者同士の情報交換の場として、おもちゃ図書館ボランティアの協力を得て運営する。

開館日 火・木・土 10:00～12:00

日 10:00～15:00

⑩移送サービス事業（市受託事業）

車いす使用者の通院・リハビリ等の行動範囲を拡大するためリフト付きワゴン車で移動支援を行う。運転手等は移送ボランティアの協力を得て実施する。ボランティアの資質向上のための研修会及びニーズ調査を行う。移送車両の貸出も継続して行う。車両は、普通自動車2台、軽自動車1台。

(2) ボランティアセンターの運営

①ボランティア連絡会の支援

主に富士市内で活動しているボランティアグループで組織され、情報交換をはじめ研修等を開催する。また、市外のボランティアグループとの交流をし、ネットワークの拡大も図る。定例会は毎月第1金曜日に開催。

【平成29年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①登録団体の増 50グループ

②ボランティアのニーズ調整

ボランティアに関する相談や、ボランティア活動を希望する方とボランティアを必要としている方とのコーディネートを行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

【平成29年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①相談件数の増 200件

③ボランティア保険

ボランティア活動や行事を安心して行っていただくため、ボランティア保険の啓発と加入手続きを行う。

(3) 福祉教育の推進

①福祉人材育成事業

これからの福祉事業に携わる人材を長期的な視点で育成することを目的に、関係機関・団体による実行委員会を組織し、協議を重ね、人材確保につなげる取り組みを行う。

②夏休み福祉なんでも学習の開催

夏休みに福祉やボランティアに関する学習の機会として資料の提供や各種福祉体験コーナーを設け、福祉への理解を深めることを目的に開催する。

③福祉教育担当者会議の開催

学校における福祉教育とあわせ、地域とのつながりを持った実践が展開できるよう、小・中学校の福祉教育・ボランティア学習担当教諭の情報交換を行う会議を開催する。

④福祉体験機材の貸出

市内各学校や地域など幅広く福祉の心を育むための体験用として疑似体験機材を貸し出しを行う。（車いす、アイマスク・白杖、点字盤、高齢者・障がい者疑似体験セットなど）

8. 相談事業

(1) 福祉相談室の運営（市受託事業）

市民からの福祉や生活に関する心配ごとなどのさまざまな相談（初期の相談）に対応するとともに、関係機関と連携を持ちながら各種福祉サービスの紹介を行う。また、直接来られない方のために電話相談も行う。（月～金）

(2) 結婚相談・縁結び支援事業(ハッピーネスFuji)（★市受託事業）

フィランセにおいて、結婚相談員により結婚を前提とした交際の仲立ち（引合せ）と婚活パーティーを実施。

開設日 毎週水曜日、第二・第四日曜日、第一・第三土曜日

出張相談 毎月1回（市内各地）。

登録システム パソコン・スマートフォンを活用した登録システムの稼働及び積極的な活用。

9. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、福祉サービスに関する情報提供、サービス利用手続きの支援、日常的な金銭管理等を契約のもとに行い、安心して自立した生活が送れるよう支援する。

【平成29年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①利用契約件数の増 80件

10. 成年後見支援センターの運営（市受託事業）

だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進するための支援センターを運営する。電話や窓口で制度に関する相談や制度を利用するための手続きや申立に関するアドバイスも行う。また制度普及のための講演会や、親族以外の後見人である市民後見人の育成を図るための養成研修を行うとともに、市民後見人による受任を目指す。

【平成29年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①相談件数の増 210件

11. 法人後見事業

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思の決定が困難な方の判断力を補うため、本会が成年後見人等になることにより財産の管理や身上監護を行い、その権利を擁護することを目的に実施する。

【平成29年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①受任件数の増 3件

12. 社会福祉センターの運営（指定管理者）

市内の社会福祉センター（広見荘・田子浦荘・東部市民プラザ・鷹岡市民プラザ）を高齢者をはじめ市民の健康増進及び憩いの場として提供することを目的に運営していく。（26年度～30年度）

（1）施設の管理

施設利用の促進
プール施設の運営（3館）

（2）文化教養及び健康増進事業

各施設の企画による文化教養に寄与する行事や、看護師による健康相談等の健康増進に関する事業を行う。



13. 生きがいデイサービス事業（市受託事業）

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、週3回、在宅で閉じこもりがちな高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を行う。

14. 健康づくりデイサービス事業（市受託事業）

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、週3回、要支援の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を行う。

15. 介護サービス事業

介護保険関連事業を提供し、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう支援する。また通所介護事業は本年度より、サービス提供時間を延長し、より充実したケアを図る。

居宅介護支援事業
訪問介護事業
訪問入浴介護事業
通所介護事業

16. 障害福祉訪問サービス事業

在宅障がい者宅を訪問し、日常生活・社会参画支援を行う。

居宅介護事業
重度訪問介護事業
同行援護事業
移動支援事業
身体障害者巡回入浴車派遣事業（市受託事業）

17. 障害サービス事業所の運営

(1) 各施設におけるサービス

利用者ニーズに沿ったサービスを提供するとともに、職員の資質向上に努める。また、各事業所の特性を生かした支援を展開していく。

○就労継続支援（B型）事業所

①吉原つくし ②竹の子 ③ひめな ④市民ふれあいバンク ⑤鷹身工芸社

⑥まつぼっくり ⑦ふじばら作業所 ⑧ふれあいショップあゆみ・ふじひろみ
通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための支援を行う。本年度、新たに1事業所で送迎サービスを開始し、昨年度開始した3事業所と合わせ合計4事業所で送迎サービスを実施する。また、まつぼっくりについては、就労移行支援事業を廃止し、B型事業所の定員を14名から20名に変更して運営する。

○生活介護事業所

①吉原つくし

常に介護を必要とする人に、生活面での介護や、創作的活動、運動、生産活動の機会の提供及び支援を行う。希望者へは送迎サービスを実施する。平成29年度より、定員を2名増員し10名とする。

(2) 特定相談支援事業の実施

平成29年度の取組目標としていた契約件数を既に超えているため、210件を新たな目標とする。障害サービス事業所の利用者や、その家族のことを考慮しながら、障害サービス等利用計画作成を中心とした質の高い相談支援事業を実施する。

【平成29年度の主な取組目標】

①契約件数の増 210件

18. 実習の受入

社会福祉向上と福祉教育の一環として、学生等を対象に福祉実習の受入を実施する。

19. 視察の受入

視察を希望する各種団体等に対し、本会の実施している諸事業について、概要説明や施設見学の受入を実施する。

20. 富士市介護保険事業者連絡協議会の支援

介護保険事業者が相互の連携と、サービスの質の向上を行うことを目的に各種研修会を実施し、その事務局を担う。

21. 富士市民生委員児童委員協議会互助会の支援

民生委員・児童委員の相互互助を図るため、給付事業等を行う互助会の事務局を担う。

社会福祉法人 富士市社会福祉協議会
富士市本市場432-1 富士市フィナンテ東館1階
TEL 0545-64-6600(代)
FAX 64-6567(代)
e-mail info@fujishishakyo.com